

江東区社会貢献ネットワーク

会則・運営ルール

1 名称について

本会の正式名称は「江東区社会貢献ネットワーク」、愛称は「こらぼら」とする。

2 目的

- ・ 江東区内の企業・学校法人（以降は「法人」という）による社会貢献活動を活性化する。
- ・ 江東区内の法人の社会貢献担当者のコミュニケーションを活性化する。

3 事務局

本会の事務局は社会福祉法人江東区社会福祉協議会 江東区ボランティア・地域貢献活動センター内におく。

4 会員資格

社会貢献活動に関心がある、もしくは社会貢献活動を実施している江東区内に事業所のある法人であること。

5 定例会

- ・ 開催頻度は3ヵ月ごととし、定例会幹事は全会員が持ち回りで実施する。必要に応じて開催する。
- ・ 定例会会場は幹事法人、もしくは江東区ボランティア・地域貢献活動センターがある江東区高齢者総合福祉センター内とする。

6 オブザーバー参加

- ・ 正会員の入会のため、オブザーバーとして定例会に出席できるのは、3回程度とし、入会するのか判断をして頂く事とする。
- ・ 上記目的以外で、オブザーバーとして定例会に出席を希望する場合には、第二部からの出席となり、事前に事務局へ参加申込を行う。但し、回数に制限を設けない。

7 入会について

入会希望の法人がある場合には、定例会にて会員法人の承認をうけて会員となる。

8 休会・退会について

休会については、猶予期間を1年とし、1年経過後意思表示がない場合は退会とする。

退会については、その旨を事務局へ連絡する。

9 運営に関する費用について

運営に関する費用が発生する場合には、その都度協議の上、決定・清算する。

10 合同イベントについて

イベント企画にあたっては、全会員法人の参加を義務付けるものではないが、本会の目的に従い、全会員法人が参加できるものとする。

2007年10月22日制定

2013年 8月 2日改正

2023年 4月19日改正